

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
株式会社大林組	東京都港区 港南 2 丁目 1 5 番 2 号	1 - 0 0 3 0 0 0
清水建設株式会社	東京都中央区 京橋 2 丁目 1 6 番 1 号	1 - 0 0 3 2 0 0

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可,
「3-」は他県知事許可を表す。

2. 指名停止措置期間

平成 30 年 4 月 9 日～平成 30 年 10 月 8 日 (6 か月間)

3. 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事

4. 事実概要

東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線建設工事に関して, 独占禁止法に違反する犯罪があったとして, 平成 30 年 3 月 23 日, 公正取引委員会から検事総長に告発された。

5. 指名停止理由

(株) 大林組及び清水建設(株)が, 独占禁止法に違反する犯罪があったとして, 公正取引委員会から検事総長に告発されたことは, 「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成 29 年要領第 3 号) 第 2 条第 1 項及び別表第 2 第 6 号に該当すると認められる。

〈指名停止措置要領別表第 2〉

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し, 独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し, 工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(第 4 号及び第 5 号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 6 ヶ月以上 12 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 4 0 - 7 1 2 3 (ダイヤルイン)